

現場代理人の兼務特例について

真庭市においては、平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号で通知がありました「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」、平成 25 年 3 月 18 日付け技第 395 号「岡山県発注工事における現場代理人の取扱いについて」を受けて、同一の現場代理人が管理する上で支障のない近隣の工事については、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 対象工事

真庭市、岡山県が発注する工事に限定する。

2. 真庭市発注の工事のみで常駐緩和(兼務)する場合

1) 兼務承認要件 (a 又は b の条件を満たすもの)

a) 次の全ての要件を満たす場合

- ①請負金額の合計が当初契約額で消費税込み 2,500 万円未満の工事であること。
- ②兼務させる現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- ③兼務させる現場代理人が、営業所専任技術者でないこと。
- ④工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事発注課と連絡体制が確保されていること。

※工種の限定は行わない。

b) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で真庭市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

※なお、この場合は兼務できる金額に制限を設けない。

2) 現場代理人の兼務の届出

受注者は、新規対象工事の契約時に提出する「現場代理人等の選任届」と同時に、「現場代理人の兼務について(届出)」(様式第1号)を財産活用課に提出することにより、工事発注課に現場代理人の兼務の届出をすることができる。

なお、当初、兼務工事でなかったものが、その後の受注により兼務工事となった場合は、当該工事の工事発注課に「現場代理人の兼務について(届出)」(様式第1号)を提出することにより、兼務の届出をしなければならない。

3) その他の事項

- ①受注者が、現場代理人を兼務させる場合は、受注者自らの責任により行うものとする。
- ②工事発注課又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うものとする。
- ③現場代理人を兼務させたことに伴う諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は従来の取扱い通り、諸経費調整を行うものとする。
- ④提出された「現場代理人等の選任届」又は「現場代理人の兼務について(届出)」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うものとする。

3. 岡山県発注の工事等と常駐緩和(兼務)する場合

「岡山県発注工事における現場代理人取扱要領」に基づくものとする。

4. 適用開始

この取り扱いは、既に契約済の工事案件を含み、平成25年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。